

「新型コロナウイルス感染防止のための学生行動指針」

1. 感染防止のための行動指針

- ・学びの継続のため、「感染しない、感染させない」ことを基本に、感染症予防に努める。
- ・「新しい生活様式（5月4日新型コロナウイルス感染症専門家会議提言）」（別添①実践例）」を実践・徹底する。
- ・「感染リスクが高まる『5つの場面』（10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）（別添②）」を回避する。
- ・不要不急な外出や会合等に参加する場合は、感染防止に十分配慮し、各自の判断で行動する。

【体調管理の徹底】

- ・毎日、「健康観察チェック表」を利用して体温の測定・記録を行い、体調チェックを必ず行う。
- ・体調不良の場合は大学に電話連絡（連絡先：教務・学生支援担当 097-524-2706）し、対応について相談する。

【都道府県をまたいだ移動に伴う留意事項】

- ・政府により新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出された地域への往来（学外来学者含む）を自粛する（対象地域を通過しただけであれば除外）。
- ・「緊急事態宣言」が発出された地域以外であっても、感染が拡大している地域については、往来の必要性を慎重に判断するとともに、往来する際には、特に本行動指針を遵守し、帰県後は十分に健康観察を行う。
- ・大分県外での就職活動に関しては、事前に進路開発センターや企業に相談し、感染防止に十分に努める。

【海外渡航について】

- ・外務省ホームページにおいて、感染症危険レベル2以上の国・地域への渡航（私事渡航含む）は、原則、中止する。

【大学構内への入構について】

- ・本学への出入構は正門および北門（開門時間：8：20-18：30）のみとする。
- ・21時以降の構内への立ち入りを禁止する。また、用事が終了した後は速やかに退構する。

- ・大学構内では必ずマスクを着用する。
- ・手洗い、手指消毒は、教室に入るとき、飲食前後、トイレの後、共用のものに触れたときなどに必ず行う。

【その他】

- ・厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス接触感染アプリ（COCOA）」について、積極的にダウンロードする。

2. 発熱している場合や風邪症状が見られる場合の行動について

- ・発熱、咳、全身倦怠感等いずれかの症状がある。あるいは、検温し体温が37.5℃以上ある場合は、無理をせず通学は控える。
- ・発熱、咳、全身倦怠感等、体調不良の症状が、治療薬を使用しないで体調が完全に回復した場合は、体調が完全に回復して2日後（症状が喪失した日を0日として3日目）から通学する。
- ・発熱や風邪症状が続く場合は、保健所（受診相談センター）に連絡すること。
- ・医療機関に必ず受診可能かを本人が電話連絡した上で受診することを前提とする。
- ・通学を控える場合は、事前に大学（教務・学生支援担当）に連絡をする。
- ・自己の行動を記録（把握）すること。

3. 感染者発生の場合の行動について

感染が判明しだい、所管保健所に連絡をとり以下の対応を行う。

① 学生本人が感染者となった場合

- ・大学（教務・学生支援担当）に連絡をする。
- ・医療機関にて治療及び経過観察を実施する。
- ・所管保健所（受診相談センター）に連絡する。
- ・退院後、大学に電話連絡する。
- ・罹患後の出勤開始については、医師の許可を必要とする（「診断・治癒証明書」を医師に記入していただき、教務・学生支援担当へ提出）。
- ・自己の行動を記録（把握）すること。

② 学生本人が感染者の濃厚接触者となった場合

- ・所管保健所（受診相談センター）に連絡して検査を実施する。
- ・濃厚接触者のうち保健所からPCR検査が必要と判定された者は、検査結果が判明するまで自宅待機する。
- ・濃厚接触者のうちPCR検査が不要と判定された者及びPCR検査の結果が陰性である者は、その後毎日の体温測定など健康観察自己管理に努め、常時のマスク着用を条件に通学可能とする。

- ・感染の有無に関わらず大学へ電話連絡する。
- ・自己の行動を記録（把握）すること。

【本件に関する相談窓口】

○教務・学生支援担当 097-524-2706

以上

※本行動指針の策定及び更新履歴

2020/04/02 策定

2020/06/24 更新

2020/07/21 更新

2020/08/6 更新

2020/11/5 更新

2020/12/11 更新

2021/1/14 更新